

# 議会運営委員会日程

令和6年6月18日（火）

午前10時 議会運営委員会室

## 日程第1 追加議案について

- (1) 議案第117号 人権擁護委員の候補者の推薦について

## 日程第2 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第4号 新興感染症対策への実効性ある支援を求める意見書
- (2) 意見書案第5号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書
- (3) 意見書案第6号 水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書
- (4) 意見書案第7号 離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制への転換を求める意見書
- (5) 意見書案第8号 改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書
- (6) 意見書案第9号 地方自治法改正案の廃案を求める意見書
- (7) 意見書案第10号 現行の健康保険証の廃止を中止することを求める意見書
- (8) 意見書案第11号 外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の着実な推進を求める意見書
- (9) 意見書案第12号 公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書
- (10) 意見書案第13号 公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書
- (11) 意見書案第14号 ふるさと納税制度の改善を求める意見書
- (12) 決議案第2号 国際法を遵守しガザ地区における即時停戦を求める決議

## 日程第3 6月19日（水）の本会議の運営について

【別紙「6月19日（水）の本会議の議事要領」による】

## 日程第4 一般質問について

## 日程第5 その他

意見書案第4号

新興感染症対策への実効性ある支援を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 堀添健

〃 浜田昌利

〃 宗田裕之

〃 岩田英高

## 新興感染症対策への実効性ある支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の発生以来、地方自治体では、住民の安全・安心な生活を守るため、全力で対応してきた一方、感染症への対応に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等において、法制度上の権限や役割等が定められているものの、財政負担も含めた役割分担について、不明確な点があった。

さらに、人口が集中する都市部においては、可及的速やかに地域の実情に応じた医療提供体制を構築することが求められたが、体制整備を目的として交付する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については本市に直接交付されず、対象事業も限定されていたため、適時・的確な支援に支障を来す場面があった。

こうした状況を踏まえ、国は、次の新興感染症の危機に備えるために感染症法等を一部改正し、都道府県、保健所設置市及び医療関係者等が役割分担や連携の在り方を議論・協議する連携協議会の創設や予防計画の策定について規定するなど、新興感染症発生時の権限や役割の明確化については、一定の方向性を示しており、本市においても、感染症法の改正を受けて、地域における感染症対策を主体的・機動的に推進するため、川崎市感染症予防計画を策定したところである。

しかしながら、財政措置に関しては、各保健所設置市等が地域の実情に応じて独自に実施する施策に対する十分な支援も必要である。

よって、国におかれては、新興感染症対策をより実効性あるものとするため、保健所設置市等が作成した予防計画等に基づき、実効的に機能する仕組みを構築するための十分な財政的支援を行うとともに、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の整備に向けては柔軟かつ機動的に交付金を活用できるよう、直接交付の対象にすることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第5号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 堀添健

〃 浜田昌利

〃 宗田裕之

〃 岩田英高

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しているが、難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

難聴対策としては補聴器が知られており、一般的に補聴器と呼ばれている収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器やデジタル補聴援助システムなどの新しい技術を用いた聴覚補助機器等が開発され、様々な選択肢が出てきている。

よって、国におかれては、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに聴覚補助機器等の積極的な活用を促進することで、高齢者の主体的な社会参画を実現するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下、自分に合った補聴器を積極的に活用できる相談体制等を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政機関等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の医療・福祉関係者との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする方々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣  
共生社会担当大臣

意見書案第6号

水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書案の提出  
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 堀添健

〃 浜田昌利

〃 岩田英高

## 水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、高度経済成長期の水需要の急増に対応するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4構成団体水道事業者及び同企業団（以下「5事業者」という。）は協力して、効率的かつ安定的な水道システムの実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、県内の水需要は平成4年をピークに減少に転じ、今後も人口減少により水需要の減少が続くことが想定される中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応は喫緊の課題となっている。

こうした中、5事業者は、共通する課題の解決に向け水道システムの再構築に連携協力して取り組むとした5首長の合意の下、本年5月に具体的な施設整備の内容と今後30年にわたる工程を取りまとめた施設整備計画を策定したところであるが、当該計画の柱となる将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジングや、災害時のバックアップ機能強化の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであるとともに、減断水リスクの低減化を図るものであり、国が推進する水道基盤強化のための強靱化、広域化の施策に合致するものである。

一方、水道システムの再構築は、大規模かつ長期にわたる施設整備に伴い、多くの財源を必要とするものであるが、かつての水需要急増期における施設拡張に対する補助制度のような財政支援制度がないことから、今後の厳しい経営環境などとあいまって、将来、水道料金の上昇を招く可能性があり、県民、市民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、水道利用者の負担増を抑制しつつ、5事業者が取り組む水道システムの再構築が計画的かつ着実に遂行できるよう必要な財政支援制度を創設することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

意見書案第7号

離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制への転換を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制への転換を求める意見書

離婚後の子どもの養育について、父母のどちらか一方が親権を持つ現在の単独親権に加えて、父母双方に親権を認める共同親権を導入することを柱としたこれまでの親権制度を大きく変える改正民法が、本年5月17日に参議院本会議で可決成立したものの、共同親権をめぐるのは、離婚後もDVや虐待が続くおそれがあるなどの理由で、法案成立後も強い反対と不安の声が上がっている。

最大の問題は、離婚する父母が合意していなくても、裁判所が離婚後の共同親権を定め得る点であり、真摯な合意がないにもかかわらず、親権の共同行使を強いれば別居している親による干渉や支配を復活、継続する手段となり、結果として、子どもの権利や福祉が損なわれる危険が考えられる。

また、証拠不十分により過去の被害が認められない事態は十分起こり得るほか、婚姻中、DVや虐待を理由に子どもを連れて別居するケースが、急迫の事情に当たるのかさえ明確ではない。

日本産科婦人科学会など4学会は、共同親権を導入する理念に理解を示しつつも、離婚後も父母両方の親権者の同意が必要になれば、生命・身体の保護に必要な医療を実施することが不可能あるいは遅延することを懸念しており、結果として、親権者の同意の必要性について判断が付かず、医療機関が訴訟リスクをおそれ、医療行為を控える事態を招くことがあってはならない。

あるべき法改正のためには、子どもを主体とした親権の再定義が必要であり、子どもの意見表明権の明記、裁判官や調査官の大幅増員など家庭裁判所の体制強化も不可欠である。

さらには、子どもの権利を実現する親と社会の責任・責務という位置付けを明確にした上で、離婚後の子どもの養育、親の責任の在り方や分担について、国民的な議論を重ねて合意形成をしていくことが求められる。

よって、国におかれては、離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制へ転換することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

法務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

意見書案第 8 号

改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 14 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗田 裕之
	〃	井口 真美
	〃	渡辺 学
	〃	石川 建二
	〃	後藤 真左美
	〃	小堀 祥子
	〃	市古 次郎
	〃	齋藤 温

## 改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書

児童手当や育児休業給付の拡充などを盛り込んだ改正子ども・子育て支援法が、参議院本会議で本年6月5日、賛成多数で可決成立した。

本改正は、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定と労働保険特別会計の雇用勘定を統合した子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設するとともに、医療保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する内容となっており、子育て世帯への経済的支援の強化を始めとした子育て世帯に必要な施策が盛り込まれるなど一定程度の評価はできるものの、財源には問題がある。

首相は支援金をめぐり実質的な負担は生じないと説明しているが、社会保険料に上乗せする支援金制度の令和10年度の見込額について、被用者保険の1人当たりの支援金は、年収200万円の場合月額350円、年収400万円の場合月額650円、年収800万円の場合月額1,350円と試算されたほか、後期高齢者医療制度の支援金は、年収250万円の場合月額550円、年収300万円の場合月額750円と試算され、また、支援金は段階的に引き上げられることになっている。

本来、子ども・子育て支援を具体化する財源は全額公費で賄うべきものであり、子育て支援を理由にした国民負担の増加が許されないことはもちろん、そもそも医療保険の保険料を少子化対策に使うこと自体が、疾病・障害・老齢など健康リスク発生への備えである医療保険の目的を逸脱するものであることから、社会保険制度の原則を踏み外す支援金制度の導入は許されない。

また、本改正には、親の就労にかかわらず全ての子どもの育ちを応援することを目的とした、こども誰でも通園制度の創設が盛り込まれているが、当該制度では、保育従事者等の半分については保育士でなくてもよいとされ、保育士資格のない人が保育することを可能とする仕組みであるなど、子どもの安全を保つことができるのかが強く危惧される。

よって、国におかれては、子どもの安全面の問題を含み、財源を社会保険料に上乗せする改正子ども・子育て支援法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

意見書案第9号

地方自治法改正案の廃案を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

## 地方自治法改正案の廃案を求める意見書

地方自治法の一部を改正する法律案については、本年3月1日に政府が閣議決定し、法案を国会に提出した後、同年5月30日に衆議院で可決され、現在参議院で審議が行われている。

現行法では、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法など個別の法律に規定されている場合についてのみ、国は自治体に指示することができるが、本法案は、大規模災害や感染症のまん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、個別法に規定がなくても国は補充的な指示として、指示権を行使し得ることが最大の問題となっている。

また、補充的な指示の要件となる国民の安全に重大な影響を及ぼす事態については、どのような事態を想定しているのかも具体的に示されていない。

本法案をめぐっては、本年5月21日の衆議院総務委員会における参考人の意見陳述の中で、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の範囲について、自然災害、感染症、武力攻撃が同時・並列的に議論されてきたが、当該議論にのっとれば当然、武力攻撃等が含まれることになり、結果的に、憲法及び地方自治法を理念的、構造的、機能的に破壊するような改正案になっているとの発言がなされている。

また、平成12年施行の地方分権一括法でも、国と地方は上下・主従の関係ではなく、対等・協力の関係と位置付け、国の関与は必要最小限としてきた流れに逆行するなどとして、日本弁護士連合会や全国知事会は、反対や懸念を表明するとともに、首相の諮問機関である地方制度調査会もかつての答申においては、国が法令や補助金などを通じて地域の課題に関わることで必要以上に画一的な対応が強いられ、住民ニーズからのかい離が生じていると指摘している。

さらに、本年5月11日には、東京都杉並区長を中心とした9市区町村長が、国の補充的な指示について、懸念の声を上げているほか、自治体の労働組合なども反対の声明を出しており、国はこうした意見を尊重すべきである。

よって、国におかれては、国と自治体の健全な関係の維持、発展を妨げ、憲法と地方自治法を破壊する地方自治法改正案を廃案とされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長 宛て  
内閣総理大臣  
総務大臣

意見書案第10号

現行の健康保険証の廃止を中止することを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

## 現行の健康保険証の廃止を中止することを求める意見書

政府は、本年12月2日に現行の健康保険証を廃止し、取得自体が任意とされているマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた、いわゆるマイナ保険証に一本化することを閣議決定した。

しかし、昨年から、マイナンバーカードに他人の情報が誤ってひも付けされるなどの問題が相次ぎ、健康保険証情報以外のひも付けの誤りは、昨年12月時点で障害者手帳情報が5,689件、公金受取口座情報が1,186件となるなど、国民生活の幅広い分野で混乱を招いたところである。

そうしたこともあり、マイナ保険証の利用率は低迷を続けており、昨年4月の6.30%から8か月連続で減少し、その後は微増に転じたものの、本年5月14日に厚生労働省が公表した本年4月時点の利用率は6.56%にとどまっているほか、政策の推進側である国家公務員とその家族の利用率でさえ、本年3月時点で5.73%、組合別では最高でも総務省が10.31%、最低の防衛省は3.54%となっている。

そもそも、巨額の予算と人手を掛けて多くの欠陥があるマイナ保険証に一本化して、誰でも医療が受けられる権利を保障する国民皆保険制度の根幹をなす現行の健康保険証の廃止を強行すれば、今以上に混乱が広がり、国民皆保険制度を揺るがすことは明らかであり、現行の健康保険証の廃止を行う理由はどこにもない。

昨年6月に実施された報道機関の全国電話世論調査では、現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上っており、こうした民意を無視して健康保険証の廃止を強行することは、断じて許されない。

現行の健康保険証廃止に対する反対の世論が高まる中、存続を求める意見書などを可決した自治体は、全国27都道府県110議会を超えており、この点からも、多くの国民や自治体が現行の健康保険証の存続を求めていることは明白である。

よって、国におかれては、誰でも医療が受けられる権利を保障する国民皆保険制度を維持するため、現行の健康保険証の廃止を中止することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル大臣

意見書案第 1 1 号

外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の着実な推進を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 6 月 1 4 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者	川崎市議会議員	月 本 琢 也
	〃	三 宅 隆 介
	〃	吉 沢 章 子
	〃	飯 田 満
	〃	三 浦 恵 美

外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の  
着実な推進を求める意見書

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治資金の収支の公開などを通して政治活動の公明と公正を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

同法第22条の5においては、政治が外国勢力の支配や干渉を受けることを防止するために外国人や外国法人等からの寄附を禁止している一方、同法第8条の2においては、政治資金パーティーに関して、外国人や外国法人等によるパーティー券の購入を禁止していない。

現行法は、パーティー券の購入費はパーティーへの参加の対価という位置付けになっているため、購入者の国籍の制限が設けられてはいないものの、事実上、政治活動への経済的な支援となっており、本質的な意味合いは寄附と変わらない以上、我が国の政治が外国勢力から支配や干渉を受けることが懸念される。

実際、カジノを含む統合型リゾート（IR）事業をめぐる汚職事件では、現職の国会議員が外国企業に便宜を図る見返りに現金を受け取った収賄等の罪に問われ、現在も係争中である。

国においては、本年5月22日の参議院予算委員会の中で、首相が外国人や外国法人によるパーティー券の購入について、規制の実効性をどう担保するかを検討を含め、対応を考えたいと述べるとともに、今国会の同法改正案をめぐる協議の中でも、付則に外国人や外国法人等によるパーティー券の購入規制を検討すると記載する案が議論されているものの、どのような形で検討が行われるかは依然不透明な状況である。

よって、国におかれては、我が国の主権を守るため、事実上の寄附につながる外国人や外国法人等によるパーティー券の購入について、一定の規制を設ける法整備を着実に進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣

意見書案第12号

公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	三浦恵美

## 公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職（以下「公職」という。）に就く者については、スケジュール管理、政策立案の補佐、陳情対応等、自らの政治活動を補佐する者として秘書を雇用することが多い。

中でも国会議員については、国会法第132条で議員1人につき3人まで公設秘書を特別職国家公務員として雇用することが認められているほか、自費で任意に雇用することができる私設秘書を雇用していることも多いが、公設私設を問わず、国会議事堂や議員会館等の通行証を与えられることもあるなど、国家機密や公開前の各種情報に触れる場面は多く、重要な情報に触れる機会が多い点では、地方公共団体の議会の議員等の秘書についても同様の状況である。

現状、私設秘書については、公設秘書のように国籍条項が整備されていないことから、外国人も採用することが可能であるため、その者を介して国や地方自治体に関わる重要情報が漏えいすることや公職の者に外国勢力が影響力を行使することなどが懸念され、実際、外国人の元国会議員秘書が逮捕された事件では、当該秘書が外国の諜報活動に関わっていた疑惑が取り沙汰されたところである。

憲法第14条の法の下での平等や第22条の職業選択の自由については、外国人であっても尊重されるべき性質のものであるが、国家公務員は、日本国籍を有しない者が採用試験を受験することができず、地方公務員も、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置は合法と判示されている以上、上記公務員と同様に重要な情報に触れる機会の多い公職の者の秘書への外国人採用についても、規制がされるべきことは言うまでもない。

よって、国におかれては、公職の者の秘書の採用に当たっては、公設秘書だけではなく、私設秘書についても、外国人の採用を禁止する法整備を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣

意見書案第13号

公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	月本琢也
	〃	三浦恵美

## 公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書

我が国の税制における租税原則は、様々な状況にある人々が負担能力に応じて分かち合う公平の原則、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択をゆがめることがないようにする中立の原則及び税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする簡素の原則を合わせた公平・中立・簡素の3つに集約することができ、当該3原則が我が国の税制を考える上での基本となる。

しかしながら、上記原則を前提としつつも、宗教法人については、法人税法上、営利を目的にしていない公益法人等に位置付けられることから、34種類の収益事業を除く法人税のほか、宗教活動に使用するための土地や建物の固定資産税も課税されないなど、税制面で優遇がされている。

そもそも、公益法人等の非課税の根拠は、公益的な活動が国等の活動を軽減・補助する効果がある点にあるが、宗教法人は公益法人とは異なり、信者の獲得、信者からの寄附等による財源で行う私的な宗教活動の拡大など、あくまでも自己が掲げる宗教的利益を追求するものであり、公益法人以上に非課税の措置が採られていることの根拠に乏しい。

さらに、民間人等が不動産を購入する場合、自己の収益を財源とし、所得税や法人税が課税された後の資金で購入するものであるが、購入した不動産にも更に固定資産税等が課税される、いわば二重の課税となる一方、宗教法人の場合は、宗教活動に必要なものとして取得した不動産で、信者からの寄進などの信仰に根差したのではなく、信者、非信者の区別なく一律に徴収する拝観の対価としての事業収入である拝観料などを取得しても、不動産にも固定資産税等は課税されない、いわば二重の非課税の状況になっている。

宗教法人の中には社会的に多くの不祥事を起こしてきた法人もあり、例えば、旧統一教会のように税制を優遇された資金等を活用して政治活動や選挙活動等を担うなど、事実上、国政に干渉しているケースも見受けられ、これは当然のことながら政教分離原則に違反するものであり、旧統一教会に関わる問題は、宗教法人への過度で不平等な税制優遇が引き起こしたものと言える。

よって、国におかれては、宗教法人への課税は一般法人と同様の取扱いとし、適正な課税をする税制に改めることが、我が国の税制改革における喫緊の課題であることを認識し、公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇を見直すとともに、必要な措置等を講じるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣

意見書案第14号

ふるさと納税制度の改善を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	吉沢章子
	〃	三宅隆介
	〃	飯田満
	〃	月本琢也
	〃	三浦恵美

## ふるさと納税制度の改善を求める意見書

ふるさと納税制度とは、本来ふるさとへの貢献や応援したいという納税者の思いを実現するため、他自治体への寄附を通じて市民が税の用途を選択できる制度であるが、平成20年度の制度開始から17年目を迎え、現在は、各種ふるさと納税ポータルサイトの普及による利便性の向上と返礼品や節税を目的とした利用者ニーズの高まりに応じ、自治体間の返礼品競争は過熱化し、本来の制度趣旨とは全く異なる状況となっている。

返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における自治体の財政に与える影響は大きくなっており、普通交付税の交付団体に対しては住民税の減少分に対して75%が実質的に補填される一方、不交付団体である本市や東京23区などの一部の自治体にはその実質的な補填がないことから、行政サービスの低下につながりかねない状況になっている。

本市におけるふるさと納税による減収額は、令和5年度は121億円、平成27年度からの累計では9年間で520億円に上り、同時期の本市への寄附受入額の累計36億円を差し引いても484億円もの減収となるなど、減収額は年々拡大しており、これ以上の流出はもはや看過できない。

さらに、ふるさと納税の寄附受入額については、返礼品の調達費用のほか、ふるさと納税ポータルサイトの手数料や寄附者対応等の管理業務に係る外部委託会社への委託料等の経費が生じており、全国規模では約1兆円のふるさと納税金額のうち、寄附先の自治体が活用できる金額は、寄附受入額の半額程度の約5,000億円にとどまっている。

よって、国におかれては、本来の目的からかい離したふるさと納税制度を改善し、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供し続けるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ふるさと納税制度による減収分には、地方交付税措置による対応ではなく、全額国庫負担による財政措置を講ずること。
- 2 ふるさと納税ポータルサイトの手数料負担を始めとした関係経費を縮減し、行政サービスの維持・向上に掛かる費用等に充当できるよう適切な制度の見直しを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣

決議案第2号

国際法を遵守しガザ地区における即時停戦を求める決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

” 堀添健

” 浜田昌利

” 宗田裕之

” 岩田英高

## 国際法を遵守しガザ地区における即時停戦を求める決議

令和5年10月7日、パレスチナ自治区ガザ地区のハマス等武装勢力がイスラエル市民を標的とした攻撃や誘拐を実行し、その反撃としてイスラエルがガザ地区への空爆、地上侵攻、電力、燃料、物資等の封鎖を行い、半年以上が経過した。

この間、ガザ地区全体では医療従事者、国際機関職員、NGO職員等の民間人や罪のない人々が数多く犠牲になっており、ガザ地区の人道状況は壊滅的であると報じられている。

こうした事態を受け、本年3月25日の国連安全保障理事会では、紛争が始まって以来初めて、イスラム教のラマダン期間中の即時停戦のほか、全ての人質の即時かつ無条件の解放等を求める決議案が採択されたが、いまだ即時停戦や全ての人質の解放には至っていない。

本市は、真の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願であるとして、昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、これまでも世界の恒久平和実現のために取り組んできた。

よって、本市議会は、全ての紛争当事者に、国際人道法等の国際法を遵守し、ガザ地区における即時停戦に向けて行動するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

## 6月19日（水）の本会議の議事要領

1

日程第1	一般議案	24件	} 一括上程
日程第2	報告	16件	
日程第3	請願	2件	

(1) 委員長報告（日程第1、第3の各案件）

総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順  
～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討論（日程第1、第3の各案件）

[日程第2の報告に対する御意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順]

(3) 採決

① 日程第1の議案24件中、次の議案6件を除いた18件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

- 議案第94号 川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定について
- 議案第95号 川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

② 除いた議案第94号、第95号、第101号、第102号、第103号及び第104号の6件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

③ 日程第3の請願2件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

- 請願第2号 教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願
- 請願第16号 川崎市におけるアピアランスケアに関する助成制度の早期検討開始を求める請願

2

日程第4

議案第117号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

3

日程第5

意見書案第4号 新興感染症対策への実効性ある支援を求める意見書  
意見書案第5号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書  
決議案第2号 国際法を遵守しガザ地区における即時停戦を求める決議  
[一括上程、書記朗読等を省略し、直ちに押しボタンを用いた記名投票により一括採決]

意見書案第6号 水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書  
[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第7号 離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制への転換を求める意見書  
[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

- 意見書案第 8 号 改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決〕
- 意見書案第 9 号 地方自治法改正案の廃案を求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決〕
- 意見書案第 10 号 現行の健康保険証の廃止を中止することを求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決〕
- 意見書案第 11 号 外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の  
着実な推進を求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決〕
- 意見書案第 12 号 公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決〕
- 意見書案第 13 号 公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決〕
- 意見書案第 14 号 ふるさと納税制度の改善を求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決〕

令和6年第2回川崎市議会定例会  
議事日程第4号

令和6年6月19日(水)  
午前10時開議

第1

- 議案第93号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第94号 川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定について  
議案第95号 川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第96号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第97号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第98号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第99号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第100号 川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第101号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第102号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第103号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第104号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第105号 川崎市土地利用審査会委員の選任について  
議案第106号 新入江崎クリーンセンター建設工事請負契約の締結について  
議案第107号 宮前平中学校校舎増築その他工事請負契約の締結について  
議案第108号 市道宮前6号線道路改良(南野川橋)(その2)工事請負契約の締結について  
議案第109号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について  
議案第110号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について  
議案第111号 塩浜陸橋耐震補強工事委託契約の変更について  
議案第112号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第113号 高規格救急自動車の取得について  
議案第114号 訴訟上の和解について  
議案第115号 令和6年度川崎市一般会計補正予算  
議案第116号 令和6年度川崎市病院事業会計補正予算

第2

- 報告第2号 令和5年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について  
報告第3号 令和5年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について  
報告第4号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について  
報告第5号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について  
報告第6号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について  
報告第7号 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について  
報告第8号 令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について  
報告第9号 令和5年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について  
報告第10号 令和5年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について  
報告第11号 令和5年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について  
報告第12号 令和5年度川崎市工業用下水道事業会計予算繰越額の報告について  
報告第13号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計の弾力条項の適用に関する報告について  
報告第14号 川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について  
報告第15号 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第23条の規定による運営状況の報告について  
報告第16号 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況の報告について

報告第 17号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

### 第 3

請願第 2号 教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願  
請願第 16号 川崎市におけるアピアランスケアに関する助成制度の早期検討開始を求める請願

### 第 4

議案第117号 人権擁護委員の候補者の推薦について

### 第 5

意見書案第 4号 新興感染症対策への実効性ある支援を求める意見書  
意見書案第 5号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書  
意見書案第 6号 水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書  
意見書案第 7号 離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制への転換を求める意見書  
意見書案第 8号 改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書  
意見書案第 9号 地方自治法改正案の廃案を求める意見書  
意見書案第10号 現行の健康保険証の廃止を中止することを求める意見書  
意見書案第11号 外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の着実な推進を求める意見書  
意見書案第12号 公職の者における外国人秘書の採用の禁止を求める意見書  
意見書案第13号 公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書  
意見書案第14号 ふるさと納税制度の改善を求める意見書  
決議案第 2号 国際法を遵守しガザ地区における即時停戦を求める決議

令和6年6月13日

川崎市議会議長  
青木功雄様

総務委員長  
末永直

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 93号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 94号 川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定について  
(原案可決)

議案第105号 川崎市土地利用審査会委員の選任について  
(同意)

議案第115号 令和6年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

令和6年6月14日

川崎市議会議長

青木功雄様

文教委員長

浦田大輔

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 96号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 97号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 98号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 99号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 103号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 104号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 107号 宮前平中学校校舎増築その他工事請負契約の締結について (原案可決)

令和6年6月13日

川崎市議会議長  
青木功雄様

健康福祉委員長  
鈴木朋子

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 95号 川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第113号 高規格救急自動車の取得について  
(原案可決)

議案第116号 令和6年度川崎市病院事業会計補正予算  
(原案可決)

令和6年6月13日

川崎市議会議長  
青木功雄様

まちづくり委員長  
矢沢孝雄

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第100号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第101号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第102号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第108号 市道宮前6号線道路改良（南野川橋）（その2）工事請負契約の締結について（原案可決）
- 議案第109号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について（原案可決）
- 議案第110号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について（原案可決）
- 議案第111号 塩浜陸橋耐震補強工事委託契約の変更について（原案可決）
- 議案第112号 市道路線の認定及び廃止について（原案可決）

令和6年6月13日

川崎市議会議長  
青木功雄様

環境委員長  
林敏夫

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第106号 新入江崎クリーンセンター建設工事請負契約の締結について  
（原案可決）

議案第114号 訴訟上の和解について  
（原案可決）

令和6年6月14日

川崎市議会議長

青木功雄様

文教委員長

浦田大輔

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第2号 教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願  
（取り下げ）

令和6年6月13日

川崎市議会議長  
青木功雄様

健康福祉委員長  
鈴木朋子

健康福祉委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第16号 川崎市におけるアピアランスケアに関する助成制度の早期検討開始を  
求める請願 (採 択)

# 代表討論通告書

令和6年6月17日

川崎市議会議長 様

会 派 名 みらい

討論者氏名 長谷川 智

時 間 約10分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第94号、第103号、第104号、第115号
報 告	
報告第13号	



# 代表討論通告書

令和6年6月17日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 後藤貞左美

時 間 約 12分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第94号、第95号、第101号～第104号
賛 成 討 論	議案第96号～第99号
報 告	



# 発言通告書

令和6年6月14日

川崎市議会議長 様

会 派 名 自由民主党

発言者氏名 原 典之

予定時間 3 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第6号の提案説明
(水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書)



# 発言通告書

令和6年6月14日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

発言者氏名 齋藤 温

予定時間 4分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第7号の提案説明
(離婚後の共同親権導入を柱とする改正民法は廃止し、国民的な議論を重ね、あるべき家族法制への転換を求める意見書)



# 発言通告書

令和6年6月14日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

発言者氏名 市古 次郎

予定時間 4分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第8号の提案説明
(改正子ども・子育て支援法の廃止を求める意見書)











# 発言通告書

令和6年6月14日

川崎市議会議長様

会派名 無所属

発言者氏名 三宅 隆介

予定時間 7 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第73号の提案説明
(公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書)



# 発言通告書

令和6年6月14日

川崎市議会議長様

会派名 無所属

発言者氏名 吉沢 章子

予定時間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第 <del>々</del> 号の提案説明
(ふるさと納税制度の改善を求める意見書)



令和6年第2回川崎市議会定例会  
議事日程第8号

令和6年6月25日(火)  
午前10時開議

第 1

一般質問

第 2

請願・陳情

第 3

閉会中の継続審査及び調査について

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和6年6月25日

<p>《 総 務 委 員 会 》</p> <p>陳情第3号、6号、7号、8号、9号、48号、52号</p> <p>総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文 教 委 員 会 》</p> <p>請願第5号、6号、7号、11号</p> <p>陳情第1号、32号</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健 康 福 祉 委 員 会 》</p> <p>請願第4号、13号</p> <p>陳情第43号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 ま ち づ く り 委 員 会 》</p> <p>請願第3号、14号</p> <p>陳情第14号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環 境 委 員 会 》</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議 会 運 営 委 員 会 》</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>

## 令和6年第2回定例会一般質問者一覧(案)

発言通告締切日 令和6年6月14日(金) 午後1時

会派 月日	自 民 党	み ら い	公 明 党	共 産 党	川 崎 ・ 維 新	無 所 属
6/20  (木)  (15人)	* 加藤孝明	* 嶋田和明	* 枝川 舞	* 市古次郎	* 那須野純花	
	* 各務雅彦	* 高橋美里	* 柳沢 優	* 小堀祥子		
	* 矢沢孝雄	* 嶋 凌汰	* 工藤礼子			
	* 橋本 勝	* 長谷川智一				* 三浦恵美
6/21  (金)  (15人)	* 山田瑛理	* 鈴木朋子	* 浦田大輔	* 井口真美	* 高戸友子	
	* 上原正裕	* 田倉俊輔	* 平山浩二	* 齋藤 温	* 仁平克枝	
	* 山崎直史	* 井土清貴	* 春 孝明			* 飯田 満
						* 月本琢也
6/24  (月)  (15人)	* 原 典之	* 林 敏夫	* 河野ゆかり	* 後藤真左美	* 岩田英高	
	* 石田康博	* 押本吉司	* 田村伸一郎	* 渡辺 学		
	* 末永 直	* 堀添 健	* 川島雅裕			
	* 浅野文直					* 吉沢章子
						* 三宅隆介
6/25  (火)  (12人)	* 野田雅之	* 木庭理香子	* かわの忠正	* 石川建二	* 重富達也	
	* 本間賢次郎	* 織田勝久	* 浜田昌利	* 宗田裕之		
	* 松原成文	* 雨笠裕治				
	* 嶋崎嘉夫					
57人	15人	13人	11人	8人	5人	5人

\* 印は一問一答方式

## 令和6年第2回定例会一般質問発言要旨(発言順)

令和6年6月20日(木)

\*印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
1	* 加藤 孝明	① 町内会・自治会の支援について	市民 幸 関係局
		② 夢見ヶ崎動物公園について	建設 幸 関係局
		③ 川崎市立看護大学について	健福 関係局
		④ 新小倉小学校について	教育長 教次長 関係局
		⑤ 若者文化創造発信拠点について	市民 関係局
		⑥ ミューザ川崎シンフォニーホールについて	教育長 市民 教次長 関係局
		⑦ 地域療育センターについて	健福 関係局
2	* 嶋田 和明	① 多摩区栗谷3丁目における污水管・雨水管の誤接続について	水管者 関係局
		② 生田小学校下校庭の整備事業について	多摩 教次長 関係局
		③ かわさき電子図書館について	教次長 関係局
		④ 不登校対策の充実に向けた指針(案)について	教次長 関係局
		⑤ 部活動の地域移行の取組について	教次長 関係局
3	* 枝川 舞	① おむつのサブスクについて	子ども 関係局
		② 保育所等での医療的ケア児受入れについて	副市長 健福 子ども 関係局
		③ JR南武線連続立体交差事業について	まち 建設 関係局
		④ 河川に整備されている階段の手摺りについて	建設 関係局
4	* 市古 次郎	① 能登から学ぶ防災対策について	危機監 中原
		② 療育と教育との連携について	教育長 教次長 関係局
		③ 教職員のハラスメント対策について	教育長 総 企 オンブ 教次長 関係局
5	* 那須野 純花	① 公用乗用車における次世代自動車利用促進について	総 企 環 境 中 原 交 通 病 院 消 防
		② 特別支援教育について	教次長 関係局
		③ 幸市民館・図書館の改修について	幸 教次長 関係局
		④ 幸区ソーシャルデザインセンターについて	幸 関係局
6	* 各務 雅彦	① 自転車の交通事故を減らす方法について	市民
		② 多摩区におけるわんわんパトロールについて	多摩
		③ ステップファミリーに対する支援について	子ども
		④ 産後ケアの周知と利用促進について	副市長 子ども

\* 印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
7	* 高橋 美里	① 次期かわさき教育プランの策定について	教育長 教次長 関係局
		② 一時保護所での学習機会の確保について	教育長 こども 教次長 関係局
		③ 児童生徒・保護者へのイベント周知方法の変更及び かわさきイベントアプリについて	総 企 教次長 関係局
		④ 「ご近所さんぽ」について	市 民 健 福 中 原 関係局
		⑤ 避難訓練について	危機監 関係局
		⑥ 学習状況調査について	教次長 関係局
8	* 柳 沢 優	① 母子保健について	健 福 こども 関係局
		② 投票環境の整備、投票率向上の取組について	選 管 関係局
		③ 市税の納付について	財 政 関係局
9	* 小 堀 祥子	① 保育所等利用状況について ・ 保留児童数 ・ 園庭の無い保育園	こども 関係局
		② 災害対策について ・ 災害ごみ ・ 避難所開設訓練	環 境 危機監 高 津 関係局
		③ 大山街道踏切の暫定的な安全対策について	建 設 関係局
		④ 久地駅橋上駅舎化について	ま ち 関係局
		⑤ 溝口駅キラリデッキの雨漏りについて	建 設 関係局
10	* 矢 沢 孝雄	① 都市農業施策について	経 労 関係局
		② 狹隘道路の拡幅整備事業について	ま ち 消 防 関係局
		③ 都市計画道路横浜生田線（水沢工区）開通に向けた 状況について	建 設 病 院 消 防 関係局
		④ 障害者グループホームの申込窓口一元化について	健 福 関係局
11	* 嶋 凌 汰	① 本市の多胎児支援について	こども 関係局
		② 多摩川の利用に関するアンケート結果について	建 設 関係局
		③ 新設県立特別支援学校について	教育長 教次長 関係局
		④ 本市における文章生成A Iの利活用について	総 企 関係局
12	* 工 藤 礼子	① ヤングケアラー支援について	こども 教次長 関係局
		② 川崎市子ども会議及び地域教育会議における子ど も会議について	健 福 教次長 関係局
		③ 民生委員児童委員支援について	健 福 関係局
		④ ベンゾジアゼピン受容体作動薬について	健 福 病 院 関係局
13	* 橋 本 勝	① 渋滞対策及び道路整備について	建 設 関係局
		② 樹木管理等について	建 設 関係局
		③ 市財産条例について	財 政 関係局
		④ 固定資産税について	財 政 関係局
		⑤ 体育館への空調設備について	教育長 教次長 関係局

\* 印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
14	* 長谷川 智一	① 指定障害福祉サービス事業者への支援について	健 福 臨 海 教次長
		② 動物愛護の取組について	健 福 関係局
		③ 解体工事等に起因する道路損傷について	ま ち 建 設 川 崎
		④ 野球場のある公園内のトイレについて	建 設 川 崎
		⑤ 富士見公園再編整備及びKAWASAKI KEIRIN PARKについて	市 民 経 労 建 設 川 崎
15	* 三浦 恵美	① 武蔵小杉駅周辺の自転車マナーについて	市 民 中 原 関係局
		② 川崎市市制100周年記念事業におけるかわさき飛躍祭について	総 企 関係局
		③ 全国都市緑化かわさきフェアにおける自然界限について	建 設 関係局
		④ 児童相談所の一時保護について	こども 関係局

## 令和6年第2回定例会一般質問発言要旨(発言順)

令和6年6月21日(金)

\*印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
1	* 山田 瑛理	① 子ども・若者の“声”募集箱について	市 長 教育長 こども 教次長 関係局
		② 留学支援について	市 長 教育長 こども 教次長 関係局
		③ ベンダーロックインについて	市 長 総 企 財 政 関係局
		④ 本市職員の働き方について	市 長 総 企 関係局
2	* 鈴木 朋子	① 新百合ヶ丘駅北口の渋滞対策について	ま ち 建 設 麻 生 関係局
		② 緑地の適正な維持管理について	建 設 麻 生 関係局
		③ 認知症との共生のための環境整備について	健 福 関係局
		④ 介護従事者等の相談窓口について	総 企 健 福 関係局
		⑤ がんと就労について	病管者 総 企 健 福 病 院 関係局
3	* 浦田 大輔	① 川崎駅東口における分かりやすい誘導案内表示について ・川崎駅東口広場における視覚障がい者の安全確保	ま ち 建 設 関係局
		② 水道管路の応急復旧活動について	水管者 関係局
		③ 耐震診断義務化沿道建築物の建て替え促進について	ま ち 関係局
		④ 不妊治療について	健 福 こども 関係局
		⑤ 指定難病を抱える保護者への子育て支援について	病管者 こども 関係局
		⑥ 自動運転バスについて	副市長 ま ち 関係局
4	* 井口 真美	① 三沢川地区浸水対策について	水管者 建 設 関係局
		② 住宅の耐震対策について	ま ち 危機監 関係局
		③ 高齢者向け優良賃貸住宅について	市 長 ま ち 関係局
		④ DV対策について	こども 関係局
		⑤ 中野島駅の橋上化について	ま ち 関係局

\* 印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
5	* 高戸 友子	① こども文化センター指定管理者変更によるわくわくプラザの運営体制について	市長 健福 こども 関係局
		② 子ども発達・相談支援センターと児童発達支援施設及び放課後デイサービス等との連携について	健福 関係局
		③ 保育園等施設における加配認定スキームについて	こども 関係局
		④ 未就学期のいじめ問題について	教育長 こども オンブ 教次長 関係局
		⑤ ランドセル症候群について	市長 教育長 教次長 関係局
6	* 上原 正裕	① JR稲田堤駅について	まち多摩 関係局
		② 三沢川流域の水害対策について	水管者 建設 関係局
		③ 登戸町名変更について	まち多摩 関係局
7	* 田倉 俊輔	① 防犯対策について ・防犯カメラ ・ながら見守り	市民多摩 関係局
		② 水害対策及び情報提供について	水管者 建設 危機監 関係局
		③ 登戸土地区画整備事業について	まち多摩 関係局
		④ 市長への手紙及び多摩水道橋へのアクセスについて	市民 建設 多摩 関係局
		⑤ 生田緑地ビジョン改定について	建設 関係局
8	* 平山 浩二	① 川崎市市営住宅における長寿命化改善工事について	副市長 まち 関係局
		② 災害時応急給水について	副市長 水管者 関係局
		③ こどもホスピスについて	副市長 健福 こども 関係局
		④ 川崎市緑化指針について	まち 建設 関係局
9	* 齋藤 温	① 保育園の利用ルールについて	こども 関係局
		② わくわくプラザについて	こども 関係局
		③ 同性パートナーの住民票表記等について	市民 関係局
		④ 調整池の活用について	建設 関係局
10	* 仁平 克枝	① 川崎市障害者優先調達推進方針に基づく調達実績について	市長 財政 健福 関係局
		② 不登校児の児童生徒定期健康診断について	教次長 関係局
		③ 終活支援事業における川崎市未来あんしんサポート事業について	健福 関係局
11	* 山崎 直史	① 公園トイレの洋式化と適正管理について	建設 関係局
		② 個人情報の流出時の対応について	総企 関係局
		③ 登下校時の安全対策について	教次長 関係局

\* 印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
12	* 井 土 清 貴	① AEDの利用率向上に向けた取組について	消 防 教次長 関係局
		② デジタルトランスフォーメーション及びリスクリ ングについて	総 企 市 民 関係局
		③ 川崎市立学校部活動サポート奨励金について	市 民 教次長 関係局
		④ スポーツのまちかわさきの取組について	市 民 中 原 関係局
13	* 春 孝 明	① 一般競争入札について	財 政 関係局
		② 循環型社会形成推進基本計画について	市 長 環 境 関係局
		③ 防災減災対策について	建 設 危機監 関係局
		④ 災害時の医療体制について	病管者 健 福 病 院 関係局
14	* 飯 田 満	① PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理に ついて	市 長 副市長 環 境 関係局
		② 地震災害における避難所等の整備について	市 長 教育長 危機監 教次長
		③ 定額減税に係る諸課題について	市 長 財 政 関係局
15	* 月 本 琢 也	① 三次元点群データの活用について	副市長 ま ち 危機監 関係局
		② 水道事業と工業用水道事業の経営について	水管者 財 政 建 設 臨 海 関係局
		③ 支援級の教員配置について	教次長
		④ 男性専用車両の設置要望について	市 民 ま ち 関係局

## 令和6年第2回定例会一般質問発言要旨(発言順)

令和6年6月24日(月)

\*印は一問一答方式

順序	発 言 者	要 旨	答 弁 者
1	* 原 典 之	① 救急行政について	消 防 関 係 局
		② 中原区内の小中学校について	教 育 長 ま ち 中 原 教 次 長 関 係 局
		③ ミックスパーパーについて	副 市 長 環 境 関 係 局
		④ 武蔵小杉エリアプラットフォーム及び緑化フェアについて	市 民 ま ち 建 設 中 原 関 係 局
2	* 林 敏 夫	① 富士見公園再編整備事業について	建 設 関 係 局
		② 第45回かわさき市民祭りの開催について	経 労 川 崎 関 係 局
		③ 京急川崎駅周辺地区再整備について	ま ち 関 係 局
		④ 全国都市緑化かわさきフェアに向けた市役所通りの整備について	建 設 関 係 局
		⑤ 客引き行為防止の取組及び防犯カメラ設置後の検証と取組について	市 民 関 係 局
3	* 河 野 ゆ かり	① 終活支援について ・ひとり暮らし等高齢者見守り事業 ・未来あんしんサポート事業・エンディングノートの取組 ・おくやみ窓口の取組・引き取り者のいない遺骨	市 民 健 福 関 係 局
		② ふれあい子育てサポート事業について	こ だ も 関 係 局
		③ かわさきパラムーブメントの観点からの男性個室トイレのサンタリーボックス設置について	市 民 関 係 局
		④ 公園における受動喫煙防止対策について	建 設 関 係 局
		⑤ 生田浄水場用地の有効利用の取組について	副 市 長 水 管 者 関 係 局
		⑥ 南武線駅アクセス向上整備事業について	市 長 ま ち 関 係 局
4	* 後 藤 真 左 美	① コロナ後遺症患者への支援について	健 福 病 院 教 次 長 関 係 局
		② 羽田新飛行ルート騒音対策について	市 長 総 企 環 境 ま ち 関 係 局
		③ 踏み切り内等川崎大師駅周辺の点字ブロック設置について	建 設 川 崎 関 係 局
		④ 市立病院及び区役所など市有施設における介助用大型ベッドの設置について	副 市 長 市 民 ま ち 病 院 関 係 局
5	* 岩 田 英 高	① 市民の災害備蓄について	危 機 監 関 係 局
		② 多摩川河川敷のトイレについて	建 設 関 係 局
		③ オーバードーズについて	健 福 関 係 局
		④ 自衛隊との連携について	危 機 監 関 係 局

\* 印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
6	* 石田 康博	① 本市公園緑地における、キッチンカー等を行う出店者の募集について	建設 関係局
		② 新紙幣導入に対する本市の準備体制及び、市民サービスへの影響について	病管者 市民 交通 病院 関係局
7	* 押本 吉司	① 「浮世絵等の活用に向けた基本計画（改訂版）」の策定について	市民 関係局
		② かわさき家庭と地域の日について	教次長 関係局
		③ 第4庁舎利活用の方向性について	水管者 総企 関係局
		④ 食材費過大徴収の調査結果について	健 福 関係局
		⑤ 荻宿小田中線について	建設 中原 関係局
		⑥ わくわくプラザにおける昼食配食サービスについて	こども 関係局
8	* 田村伸一郎	① ギャンブル等依存症である場合の児童手当の取扱いについて	副市長 健 福 こども 関係局
		② 通級指導教室の体制整備について ・巡回指導方式 ・基礎定数化 ・サポートカードの更新	教次長 健 福 関係局
9	* 渡辺 学	① 2024年度国民健康保険料について	健 福 関係局
		② 国民健康保険資格確認書について	健 福 関係局
		③ 多摩川JR橋りょう部付近の堤防強化について	建設 関係局
		④ 多摩川古市場河川敷の環境整備について	建設 関係局
		⑤ 特別障害者手当制度の周知について	健 福 関係局
10	* 末永 直	① 自動運転及びドローンのレベル4の取組について ・自動運転 ・ドローンの利活用（配送等）	市長 総企 臨海 関係局
		② 教職員の勤務時間内における負担軽減について ・時短勤務 ・「のびゆくすがた」及び「健康の記録」 ・フッ化物洗口の導入	教育長 教次長 関係局
		③ 特別支援学級について ・各校における障害児数の分布 ・教員配置等 ・修学旅行の介助者選定基準等	教育長 教次長 関係局
		④ 公園のトイレ改修について	建設 関係局
		⑤ 中原区役所市制100周年記念花壇ライトアップについて	中原 関係局
11	* 堀添 健	① 本市における人口動態について	総企 関係局
		② 消防局職員の勤務・育成環境について	消防 関係局
		③ 本市ホームページの運用状況について	総企 関係局
		④ 学校旗について	教育長 教次長 関係局

\* 印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
12	* 川島 雅裕	① 家賃補助付きセーフティネット住宅について	副市長 まち 関係局
		② 避難所のトイレについて	環 境 危機監 教次長 関係局
		③ デマンド交通の本格運行について	ま ち 関係局
		④ 要配慮者利用施設の防災対策について	健 福 危機監 関係局
		⑤ 学齢期の日本語教育及び学習支援について	副市長 市 民 教次長 関係局
13	* 浅野 文直	① 入札制度改革について（登録制度、入札要件）	市 長 水管者 財 政 関係局
		② 一般廃棄物収集の民営化に向けた状況について	環 境 関係局
		③ 感染性医療廃棄物処理の入札について	病管者 環 境 病 院 関係局
		④ 児童虐待等夜間相談、シェルター事業における児童一時保護その他事業者としての一元化について	こども 関係局
		⑤ 婚活事業及び東京都マッチングアプリについて	総 企 関係局
		⑥ 各区区民祭における公益団体の出展料等について	総 企 関係局
		⑦ 市営住宅入居者の遺品整理と契約について	ま ち 関係局
		⑧ 学校長期休暇中の多摩川グラウンド駐車場の利用拡大について	建 設 関係局
		⑨ 海釣り禁止地域の対処、周辺の安全対策及び清掃状況について	港 湾 関係局
14	* 吉沢 章子	① 上下水道局職員の処分及び市・公営企業における懲罰等について	市 長 病管者 水管者 総 企 交 通 病 院 人 事 関係局
		② 生田緑地ビジョン及び生物多様性センターについて	副市長 環 境 建 設 関係局
		③ 川崎港における藻場の形成及びブルーカーボンクレジットについて	市 長 環 境 港 湾 関係局
		④ 登戸土地区画整理事業について	副市長 ま ち 関係局
15	* 三宅 隆介	① 市内の橋りょう施設の安全性と稲生橋交差点の改良について	副市長 建 設 関係局
		② 市立川崎病院の外国人患者受入れ医療機関認証について	副市長 病管者 健 福 関係局
		③ 上下水道局の公文書取扱いと処分について	水管者 関係局
		④ 母子育成会の不正問題について	市 長 健 福 関係局

## 令和6年第2回定例会一般質問発言要旨(発言順)

令和6年6月25日(火)

\*印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
1	* 野田 雅之	① 幸市民館・図書館の改修について	教次長 関係局
		② 妊産婦及び乳幼児に対する防災の取組について	健 福 こども 危機監 関係局
		③ 国も健康格差の縮小や生涯を通じたう蝕予防に必要と認める「フッ化物洗口」を小中学校に導入することについて	副市長 教育長 健 福 こども 教次長 関係局
2	* 木庭理香子	① 二十歳を祝うつどいについて	市 長 こども 関係局
		② 水道メーター取替済のお知らせについて	水管者 関係局
		③ 有形固定資産の有効活用について	総 企 財 政 健 福 麻 生 関係局
		④ 学校サポーターの導入について	市 長 教育長 教次長 関係局
3	* かわの忠正	① 河原町グラウンドの代替地確保策と住環境改善について	市 長 副市長 教育長 こども ま ち 幸 教次長 関係局
		② 防災力の強化について ・受援物資の配送計画の強化	危機監 関係局
		③ 地域活性化の推進について ・町内会等地域行事の活性化	市 長 副市長 財 政 建 設 関係局
		④ 学校施設開放の拡大について	市 長 教次長 関係局
		⑤ 市営住宅の住み替えの円滑化について	ま ち 関係局
		⑥ 市営住宅敷地の有効活用について	ま ち 関係局
4	* 石川 建二	① コミュニティ交通について ・南野川台「みらい号」平地区「つばめ号」の取組と支援	ま ち 宮 前 関係局
		② 鷺沼駅前地区再開発事業について ・事業費と補助金及び公共施設整備費	教育長 市 民 ま ち 教次長 関係局
		③ 宮前図書館の存続及び新図書館整備について	教育長 教次長 関係局
		④ 眼球使用困難症への支援について	健 福 関係局
		⑤ 川崎市プレミアム商品券について	経 労 関係局
5	* 重富 達也	① 水道事業・工業用水道事業の在り方について	市 長 水管者 関係局
		② 外国人市民代表者会議の運営について	市 民 関係局
		③ 財政運営について	市 長 財 政 関係局

\* 印は一問一答方式

順序	発言者	要 旨	答 弁 者
6	* 本間賢次郎	① 川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁下の有効活用について	副市長 港湾 臨海 関係局
		② 港湾緑地の整備と全国都市緑化かわさきフェアについて	総企 建設 港湾 関係局
		③ 京急川崎駅周辺再開発について	市長 まち 川崎 関係局
7	* 織田 勝久	① 第4次緊急渋滞対策について	建設 関係局
		② 第9期かわさきいきいき長寿プランについて	健福 関係局
		③ 療育センターについて	市長 健福 こども 関係局
		④ 業務委託の入札の在り方について	副市長 財政 経労 環境 関係局
		⑤ 市バス事業について	市民 交通 関係局
8	* 浜田 昌利	① 川崎港の仕事紹介デジタルコンテンツについて	港湾 関係局
		② 観光施策について	財政 経労 関係局
		③ 特別支援学校の介助員について	教次長 関係局
		④ 市営住宅について	まち 関係局
		⑤ 帯状疱疹予防ワクチンについて	健福 関係局
9	* 宗田 裕之	① 人手不足及び労働者支援について	経労 まち 関係局
		② 資産マネジメント第3期実施方針について	総企 関係局
		③ 平瀬川の護岸工事について	建設 関係局
		④ リニア中央新幹線トンネル工事について	まち 関係局
10	* 松原 成文	① 学校教育における武道必修化空手について	教次長 関係局
		② 平和継承事業川崎市戦没者追悼式及び「平和の日」制定について	健福 教次長 関係局
		③ 多摩沿線道路コンクリート防護柵について	建設 関係局
		④ 川崎市資源ごみ持ち去り禁止及びホームレス自立支援策の強化について	副市長 環境 健福 関係局
11	* 雨笠 裕治	① 母子育成会前理事長と市長や市職員のこれまでの対応について	市長 副市長 健福 こども 関係局
		② 横浜市高速鉄道三号線の進捗と新百合丘駅周辺まちづくりについて	副市長 まち 関係局
		③ 保育士人材確保について	こども 関係局
12	* 嶋崎 嘉夫	① 航空機事故対策について	市長 まち 危機監 関係局
		② 学校給食について	市長 教育長 財政 関係局

# 議会運営の手引き（抜粋）

## 第 1 1 章 選 挙

### 第 1 節 （省略）

### 第 2 節 その他の選挙

**2 2 8** 市並びに各区選挙管理委員及び同補充員の選挙については、議会運営委員会で協議する。なお、候補者が決まったときの選挙の方法は、指名推選とする。

**2 2 9** 指名推選により選挙する選挙管理委員補充員の補充の順序は、委員候補のいない推薦会派を優先順位（多数会派順）とし、次に委員候補のいる推薦会派（多数会派順）を指定する。なお、1 会派で 2 名の補充員候補があった場合には、2 人目は全会派一巡後に指定する。

**2 3 0** 市並びに各区選挙管理委員及び同補充員の当選者には、文書で通知するとともに、承諾書の提出を求める。

## 各区選挙管理委員及び同補充員について

各区選挙管理委員会及び同補充員の定数は、各区それぞれ4人ですので、7区合計で28人ずつとなります。これに「議会の構成議員数割合」を乗じて数値を算出し、さらに各会派へ配分する「委員数」は、次のとおりとなります。

会 派	人数	計 算 式	委員数	備考
自 民 党	17	$28 \times 17 / 55 = 8.654$	9	
み ら い	14	$28 \times 14 / 55 = 7.127$	7	
公 明 党	11	$28 \times 11 / 55 = 5.6$	6	
共 産 党	8	$28 \times 8 / 55 = 4.072$	4	
川崎・維新	5	$28 \times 5 / 55 = 2.545$	2	
計	55		28	

$$\text{計算式} \quad \frac{\text{選挙管理委員総数 (同補充員総数)}}{\text{会派人数}} \times \frac{\text{会派人数}}{\text{会派に所属する議員総数}}$$

## 市及び各区選挙管理委員・同補充員割り振り表

令和2年7月22日

市区名 正補別 会派名	川崎市		川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		区計 (各28人)
	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	
自民党	◎	①	◎	①	◎	①	◎	①	◎	①	◎	①	◎	①	◎	①	10
							◎	④	◎	④			◎	④			
公明党	◎	③	◎	②	◎	③	◎	②	◎	③	◎	②			◎	③	6
みらい	◎	②	◎	③	◎	②			◎	②	◎	③	◎	③	◎	④	6
共産党	◎	④	◎	④	◎	④	◎	③			◎	④	◎	②	◎	②	6

※ 「◎」は委員。「○」は補充員、中の数字は補充員の順位を示す。

## 市及び各区選挙管理委員・同補充員割り振り表

令和6年 月 日

市区名 正補別 会派名	川崎市		川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		区計 (各28人)
	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	
自民党	◎	②	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	9
みらい	◎	③	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	7
公明党	◎	④															6
共産党	◎																4
川崎・維新		①															2

※ 「◎」は委員。「○」は補充員、中の数字は補充員の順位を示す。